

平成 29 年 7 月 1 日

警報発令時の登校について

兵庫県立赤穂高等学校定時制課程

通常授業

- 1 午後 3 時現在において、赤穂市に、大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮・その他（土砂災害、津波等）のいずれかの警報が発表されている場合、生徒は休業とする。
- 2 赤穂市に上記の警報が発表されておらず、生徒の居住地、勤務地、および通学経路に上記の警報が発表されている場合、当該生徒は休業とする。
- 3 河川の氾濫、地震、公的交通機関の運休、道路の遮断等の通学困難による遅刻・欠席は、出席扱いとする。道路等が通行可能になった場合には、安全を確認した上で登校するものとする。

定期考査

- 1 午後 3 時現在で、在籍生徒の居住地、勤務地、および通学経路（赤穂市・相生市・上郡町・太子町など）のいずれかに、大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮・その他（土砂災害、津波等）のいずれかの警報が発表されている場合、生徒は休業とする。当日の試験は、最終予定日の次の登校日に実施するものとする。